

(2) 雇用・能力開発機構の廃止等について

雇用・能力開発機構の廃止と高齢・障害者雇用支援機構への業務移管について

- 1 雇用・能力開発機構については、平成 20 年 12 月 24 日の閣議決定により、廃止し、職業能力開発業務を高齢・障害者雇用支援機構へ移管することとなっている。
- 2 このため、雇用・能力開発機構については、平成 22 年度末に廃止し、民主党マニフェストで 23 年度から実施予定の求職者支援制度に不可欠な民間訓練機関の開拓・指導業務、及びものづくり産業における中小企業等の中核となる人材を育成するものづくり訓練に業務を限定した上で、高齢・障害・求職者雇用支援機構（仮称）（略称「雇用支援機構」）に移管することとする。
- 3 雇用支援機構については徹底した業務等のスリム化を行う。具体的には、
 - ア 予算面において、
 - ① 雇用・能力開発機構の平成 21 年度予算 1074 億円に対し、平成 22 年度予算要求においては 953 億円で要求しているところであるが、更なる見直しにより、859 億円（平成 21 年度予算比、約 2 割減）まで削減すること
 - ② 平成 23 年度の雇用支援機構への移管の際には、平成 21 年度予算 1074 億円の半減を行い、543 億円とすること
 - イ 人員面において、
 - 平成 23 年度の雇用支援機構への移管の際には、約 2 割削減すること
 - ウ 組織面において、
 - ① 職業能力開発総合大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校など必要最小限のものに限定し、それ以外の施設については廃止又は地方に移管すること
 - ② 私のしごと館は平成 22 年 8 月末廃止予定を繰り上げ、3 月に廃止すること
- 4 さらに、雇用支援機構については、次の 5 原則を徹底させたい。
 - ① 天下りを排除することとし、22 年 2 月の役員改選時に公募に切り替えること
 - ② 外部委託は一般競争入札とし、透明性を確保すること
 - ③ 各事業の数値目標を公表すること
 - ④ 移管に際しては改めて試験を実施し、希望や意欲及び能力のある職員を採用し、不足する場合は公募により採用すること
 - ⑤ 本部事務所の移転による本部統合効果の実現を図ること